

## 意見書

新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、下記の事項を勘案して、環境影響の調査・予測・評価、環境保全措置及び事後調査を検討すること。

### 記

#### 1 大気質、騒音及び振動

道路や橋梁等の工事・供用の進捗段階に応じた車両誘導や渋滞緩和策等を講じることにより、本事業による大気質への影響、騒音及び振動の影響を低減するよう努めること。

特に、都市計画道路志木大和田線が整備されることや柳瀬川に架かる橋梁が新設されることによる周辺住宅地への影響に配慮すること。

#### 2 動植物及び生態系

動植物及び生態系の代償措置の検討に当たっては、事業地内の樹林地の機能の保全を考慮し、動植物の生息・生育環境の創出及び保全すべき種の移植並びに事後調査を含めた管理のあり方について専門家の指導・助言を求めること。

また、代償措置の実施に当たっては、順応的に対応すること。

#### 3 景観、自然とのふれあいの場

橋梁の新設による柳瀬川の景観や、堤防上の散策路が部分的に変更されることによる自然とのふれあいの場への影響を低減するよう努めること。

なお、自然とのふれあいの場については、散策路と公園の一体的な設計・運用等を含めて検討すること。

#### 4 埋蔵文化財

計画地には埋蔵文化財包蔵地が含まれることから、土地の改変を行う際には、周知の埋蔵文化財の周囲についても埋蔵文化財の有無を確認すること。埋蔵文化財の存在が確認された場合には、保存方法等について教育委員会と協議し、必要な保全措置を講じること。

#### 5 事後調査

事後調査の調査項目や実施時期については、進出企業の供用時期等を考慮し、柔軟に対応すること。